

作成:佐伯 勝宣

今回、6月議会中における全員協議会において、副町長、税務課長がご報告させていただいた固定資産税の課税誤りについて、経緯を含め、その後の調査についてご報告をさせていただきます。まずは、経緯の報告を最初からですね、させていただきます。尚納税者が特定される内容についてはお話が出来ないことをご理解いただきますようお願い致します。

今回、課税誤りがありました案件は、平成24年に開発行為により建築物が建築された土地であり、平成25年度から宅地及び雑種地として課税されておりました。今回、令和4年中に建築物の増築が行なわれ、それにより、宅地及び雑種地の見直しを実施していた時に補正係数が**入力誤り**にあることに気づき、確認した^① ^③
処、平成25年度から令和4年度までの10年間、固定資産税が過大に徴収されていることがわかりました。
本来入力すべき補正係数と取り違え、システムに入力したため、本来の額よりも過大に納付という状況にな^④
っております。今回の課税誤りにつきましては、私の就任前、平成25年に起こった案件でありましたが、今回、^⑤
増築工事により課税誤りを特定できましたことは幸いでありました。そのため町内に同様な案件がないのかの
調査を行ない、再発防止につなげることが私の最大の責任だととらえています。そこでまず、納税者に対し、5^⑥
月16日、課税誤り及び令和5年度の納税通知書と平成24年度から令和4年度の更正通知書をお渡し
するために先方にお伺いし、お詫び並びに説明を行い、ご理解をいただきました。

その後、5月25日付で過誤納金の還付を行ないました。還付金額は、10年間分で574万6600円^⑦ ^⑧
でした。次に、5月31日、この旨を議長・副議長・総務文教委員長に報告し、議員の皆さまへの報告を6月定^⑨
例会中に行なわしていただくことをお願いすると同時に、町内において、同様な案件がないかの調査を行なう^⑩ ^⑪
旨をお伝えし、6月6日の全員協議会でお時間をいただくこととなりました。その際、私はあいにく、その日に福^⑫

岡山町村会臨時議会の出張が入っており、全員協議会に出席出来ない状況をお伝えしておりましたが、議
会の日程上、他の時間がとれない、ということでしたので、副町長・担当課長が出席してご報告していただく
とを御了承いただき、6月6日の全員協議会の報告となっています。その後、他の案件がないかの調査を行
なって参りました。調査結果としましては、同様のケース、開発行為により、段階的に開発が進められた案件
においては、他に誤りがないことを確認出来ましたのでご報告させていただきます。

次に、再発防止策についてですが、再発防止策を税務課に指示を行ない、3つの対応策を検討致しており
ます。内容については次のとおりです。1つ目に、現在入力確認をくり返し実施していますが、別の担当者が
再度入力確認を実施する。2つ目に、固定資産税について、複数の職員が業務を執行できるよう、研修会
等の参加を推奨し、土地のミトウ処理(?)が出来るように調整を行なう。3つ目に、税額の増減について、
通知前にチェックを行い、中身についても再度チェックを行なう。このようなですね、再発防止につとめて行きた
いと思います。

今回の案件を教訓として、今まで以上に再発防止策、職員の意識啓発を庁舎全体で徹底し、実行して参ります。

以上で、私のですね、今回の課税調査の報告とさせていただきます。